

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年11月19日(水) 午後5時45分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 報告第11号 専決事項の報告について
日程第5 議案第23号 平成26年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて
日程第6 議案第24号 平成26年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委員 長	西野正博
委員長職務代理者	金丸公一
委員	久富明宏
委員	中筋斉子
委員(教育長)	石田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中村俊二	次長(兼教育総務課長)	畑下茂生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤原千鶴	次長(兼教育支援センター長兼一貫教育課長)	松崎 満
学校教育課長	上道貴志	教育支援課長	富治林順哉
教育総務課主幹	須原隆之	学校教育課主幹	安留岳宣
一貫教育課総括指導主事	海老瀬正純	一貫教育課総括指導主事	市橋公也
教育支援課総括指導主事	出江英夫	一貫教育課指導主事	姫野裕美子

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇野裕美	教育総務課主事	久野晴香
-------------	------	---------	------

開 会 （午後5時45分）

開会宣言 委員長が11月教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 教育長報告

- (1) 平成26年決算特別委員会について
- (2) 文教福祉常任委員会について（平成26年11月13日）
- (3) 平成27年度教職員人事異動方針について
- (4) 平成26年度京都府公立学校優秀教職員表彰被表彰者について
- (5) 平成27年度採択地区の構成に係る意向について
- (6) 要望書等について
- (7) 宇治市教育委員会後援事業について

以上7件を報告する。

[説 明]

(1) 平成26年決算特別委員会について

総括質疑において特徴的であったのは、複数の委員が関連した内容の質問をされた点である。

公明党議員団の関谷委員から「今後の公共施設のあり方について」、民主党議員団の真田委員から「小中一貫教育の推進と分散進学の解消について」と、学校規模の適正化、統廃合の問題について、ハード面、ソフト面の両方の視点から質問があった。また、共産党議員団の渡辺委員は「学校給食の民営委託について」、同じく共産党議員団の山崎委員は「中学校給食について」と、いずれも給食について質問された。共産党議員団の宮本委員からは「図書館の整備について」、自民党議員団の荻原委員からは「学校図書館の新聞の配架状況について」と、どちらも図書館関連の質問があり、実地調査においても中央図書館を視察しに行く等、特徴的な総括質疑であった。

(2) 文教福祉常任委員会について(平成26年11月13日)

宇治市いじめ防止基本方針(初案に対するパブリックコメントの実施結果及び最終案)について

平成26年9月16日(火)から10月15日(水)までの30日間で、宇治市いじめ防止基本方針(初案)に対するパブリックコメントを実施した結果、8人の方から意見をいただいた。一人の方から複数の意見をいただいていることがあるため、意見数としては28件となっている。

資料1の「パブリックコメントの意見及び宇治市・宇治市教育委員会の考え方」は同内容のものを一つの項目にまとめているため、意見の総数は28件であるが項目数は24件となっている。No.1からNo.20までについての修正はなかったが、No.21からNo.24までは、いただいた意見をもとに修正を行った内容を記している。

資料2は「教育委員会及び文教福祉・市民環境常任委員会での意見に対する考え方と文言の統一・修正一覧」となっている。教育委員会における指摘では、基本方針中に「本市の基本計画を定めるもの」という表現が出てくるのはおかしいのではないかという指摘を踏まえて「本市の基本方針を定めるもの」と改め、「(5)保護者・家庭の役割」にはいじめた側についても記述をするべきではないかという意見により、いじめた側への対応を追記した。また、P9の最後の段落の言い回しがわかりにくく、もう少し書き方を整理してわかりやすい文章にするべきだという意見があったため、「ア」₁「イ」₁「注記」に分けて整理した。

文教福祉常任委員会では、なぜいじめが起こるのかということが書かれていないという意見があったが、いじめはいじめられた児童生徒の立場に立って判断することが重要であるため、善意からの行動でも嫌な思いをするようなことがあればいじめと捉えて対応する必要があり、また、いじめる側といじめられる側の立場が場面によって入れ替わるなど様々な状況が複雑に絡み合っていることから、なぜいじめが起こるのかを文字で適切に表現することは非常に難しく、本方針の中ではいじめの防止や対応等に重点をおいて記述しているところである。

市民環境常任委員会では、本基本方針における対象者が明確でないという意見があったため、用語の定義として「学校とは、宇治市立の小学校、中学校をいう。」「児童生徒とは、学校に在籍する児童、生徒をいう。」と追記した。また、「塾やスポーツクラブでのいじめについてはどのように対応するのか。塾やスポーツクラブでは、複数の学校から子どもたちが来るため、いじめの事案が複数の学校にまたがる場合もあるのではないか。」という意見については、市や教育委員会が塾やスポーツクラブを指導することは非常に難しい状況を踏まえると、それぞれの組織の関係者が地域社会の一員として対応にあたっていただくことが大切であると同時に、学校においては自校だけでなく学校間でも連携しながら、児童生徒の指導・支援にあたることが重要であると考えた。

文言の修正、統一等としては、No.2のように文言を追加したもの、No.3のように「てにをは」を修正したもの、No.15のように漢字・平仮名の表記を統一したものとなっている。

(仮称)宇治市いじめ調査委員会の設置について

現在、本市においては、いじめの根絶に向けていじめ防止基本方針の策定に取り組んでいるところである。本方針においては、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、学校で発生した重大ないじめの事案を教育委員会が主体となって調査する場合は、外部の専門家を含む調査組織を設置して行うこととしている。なお、この調査委員会の設置については、12月議会に設置条例を提案する予定である。

本委員会は、現在策定中のいじめ防止基本方針において、学校で発生した重大ないじめの事案を教育委員会が主体となって調査をする場合に、「教育支援センターを中心に外部の専門家等を含む組織において調査を行う」としていること、また、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定で、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」とされていることから、必要に応じて教育委員会の下に設置し、事実関係を明確にするための調査を行うことを目的とする。学識経験を有する者や、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士等の専門的な知識・経験を有するもので構成し、委員の任期については各調査案件の調査期間とする。したがって、委員会は常設ではなく、調査案件ごとに設置する予定である。個人情報扱うことから会議は非公開とするが、議事の概要については公表することを考えている。調査活動については、学校や保護者等の関係者から聞き取りなどができ、また、調査に必要な資料やデータの提出も求めることができることとする。なお、各委員に守秘義務を課す規定を盛り込む予定としている。本委員会の庶務については、学校支援担当課、特にいじめの問題を取り扱うことから、現時点においては教育支援課が担当することを考えている。

(3)平成27年度教職員人事異動方針について

平成26年11月18日付で、京都府教育委員会が平成27年度の人事異動方針及び実施要綱を出した。方針、実施要綱ともに、昨年度と変更はない。

実施要綱においては、昨年度と同様に、新規採用以来3年以上同一校に在職する教職員について積極的に異動を推進するものであるが、大量退職・大量採用による教職員の急速な若返りと新規採用者の年齢の多様化により、新規採用から数年であっても学校の中心的役割を担わざるを得ない状況があることや、若手女性教員の増加に伴い育児休業取得者が増加していることなどから、学校経営体制の維持・確立を図るため特に必要な場合については、学校の個々の状況に応じた柔軟な対応ができることとなっている。なお、人材育成の観点から多様な経験をさせるため、新規採用後概ね10年間で3校での勤務を経験させるように努めることやブロック間での異動については、これまでに引き続き行われる。

各学校長には、11月27日に校長会議を開催し説明する。日程については、平成27年3月17日内示、4月1日発令、辞令交付の予定である。

(4) 平成26年度京都府公立学校優秀教職員表彰被表彰者について

本制度は平成14年度に創設されたもので、宇治市では昨年度までに合計34名が受賞している。今年度は、大開小学校教諭の東地祐子、黄檗中学校教諭の福西眞佐美の2名が受賞したものである。

去る11月6日にルビノ京都堀川で表彰式が実施され、府内32名1団体が受賞された。

(5) 平成27年度採択地区の構成に係る意向について

今般、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、教科書無償法）の一部改正法が可決されたが、この改正には八重山教科書問題のような事案が背景にある。

教科用図書の無償給与に関わる事項については、教科書無償法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地方教育行政法）の2つの法律において示されている。教科書無償法では「採択地区内の市町村教育委員会は、協議して、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならない」と規定されている一方で、地方教育行政法では教科書の採択権を教育委員会の権限としており、八重山教科書問題等によってその矛盾が浮き彫りとなったこともあり、教科書無償法の一部改正に至ったと考えられる。

今回の改正により、「共同採択地区の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならない。」と明確に規定されることとなったため、共同採択したものを市町村教委が採択しなければならないことが法律によって明文化されたことになる。それに関わって、法定化されたことに基づいて採択地区協議会を立ち上げる前段として、今までどおりの共同採択地区で協議するのかということ、宇治市教委として改めて確認するものである。

現在、京都府内の教科用図書採択地区の設定として、京都市地区、乙訓地区、山城地区、南丹地区、中丹地区、与謝地区、京丹後市地区があり、与謝地区と京丹後市地区に関しては今後、丹後教育局管内で一本化した採択地区を設定する予定だと聞いており、ほぼ京都府教委の教育局管内を単位とした採択地区が設定されるものと予想される。宇治市教委としては以下の5点から、現行の採択地区を継続することが望ましく、それを改める必要性はないと考えている。

1点目としては、調査研究に地区内の多くの教員が参画でき、教科書内容についての綿密な調査研究が可能になることが挙げられる。2点目として、地区内の教員が共同で教材研究や授業研究を行うことが可能となること、3点目に、周辺市町村への転校等により教科書が変わるとい学習上の不便が生じないことがある。また4点目に、現在の共同採択の場において、参画している各市町村の意見や意思は十分反映、確保されており、今までに本市の意向と異なる採択結果はない。5点目としては、府下的にもほぼ各教育局を単位として採択地区が設定されており、今後も各教育局単位で採択地区が設定されることが予想される動向を踏まえると、今日までの山城採択地区を継続することに特段の問題はないと考えられる。

[意思確認]

[委員長] 平成27年度採択地区の構成に係る意向について、教育長の説明を踏まえ意見はないか。

[委員] 教育長の説明のとおりで良いと考える。

[委員] 現行の採択地区を継続することに異議はない。

[委員] 現行の採択地区で構わない。

[委員長] 前回、前々回の小中学校の教科書採択に係る会議に出席したが、広域で構成していることの良さがあり、現在宇治市として特段の問題があるとは考えられないため、現行の採択地区を継続すれば良いと考える。

宇治市教育委員会の5名の教育委員が全員一致で、現行の採択地区を継続することに異議がないとすることを確認した。

(6) 要望書等について

平成26年10月21日付で、三室戸小学校PTA会長より「学校トイレの改修に関する要望書」、2014年10月25日付で、宇治市の中学校給食の実現をめざす会事務局長より「要望書」、平成26年11月1日付で、岡屋小学校安全対策連絡会会長より「学校配備公用車青パト登録運用要望書」、公益財団法人文字・活字文化推進機構理事長、公益社団法人全国学校図書館協議会理事長、学校図書館整備推進会議議長より「平成27年度学校図書館の整備・充実に関するお願い」、日本共産党宇治市議員団団長より、2014年10月29日付で「自衛隊宇治駐屯地の中型ヘリコプター離発着について」、2014年11月14日付で「自衛隊宇治駐屯地における攻撃用ヘリコプターによる訓練について」の提出を受けた。

(7) 宇治市教育委員会後援事業について

宇治市体育振興会連合会主催の「第36回宇治市体育振興会連合会交流球技大会」他16件、計17件の事業について後援した。

[質 疑]

[委員] 宇治市いじめ防止基本方針(最終案)について、P9の重大事態の例として「身体に重大な被害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」とあるが、「重大な被害」とは何を目安に判断するのか。

[事務局] 明確に基準を設けることは困難であるが、身体への重大な被害としては、例として命に関わるような怪我等が挙げられる。金品等の重大な被害についても、ケースバイケースで対応していかなければならないと考える。

- [委員] 「(仮称)宇治市いじめ調査委員会」について、同時に複数の重大事態が発生した場合は、複数の委員会が設置されるということか。
- [事務局] 調査委員会を教育委員会の下に置くか、学校の下に置くかについてケースバイケースで判断が必要であるが、仮に教育委員会の下に調査委員会を置く場合は、一つの調査委員会の下で、担当者を分ける、案件ごとに専門部会を設ける等の方法を想定している。
- [委員] 「(4)調査活動等について」において「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととします。」とあるが、これは努力義務であり罰則等はないと考えて良いか。
- [事務局] 罰則規定は設けないが、条例に守秘義務の項目を盛り込む。
- [委員] 中学校給食についての要望に関連して、今回の決算特別委員会においては中学校給食に関する質問に対してどのような答弁を行っているか。
- [事務局] 子どもの食事の栄養バランスの点、弁当を持参できないという家庭の経済事情等の点、小学校で食べていたおいしい給食を中学校でも継続してほしいという点等から中学校給食実施への要望が出ているところであるが、本市の中学校昼食というのはご家庭からの弁当持参を原則としており、様々な事情から弁当の持参が難しい生徒に対しては、何らかの補完をしていかなければならないということで中学校昼食提供事業を開始したが、事業の本格的な実施からまだ1年ということもあり、まずは昼食提供事業を今後さらに推進し、その中で昼食のあり方や給食のあり方について引き続き検討していくということでご理解を求めた。
- [委員] 学校トイレの改修に関する要望が出ているが、現在の学校トイレの改修状況と、要望書が提出されている三室戸小学校のトイレ改修予定についてはどのようになっているか。
- [事務局] 順次改修を進めているところであるが、今年度は小倉小学校と西宇治中学校のトイレの全面改修を実施し、岡屋小学校と木幡中学校については、現在体育館のトイレの改修工事を行っている。進捗状況としては、宇治市立学校のうち3分の1程度のトイレ改修が完了しているところであり、残りの学校についても早期に改修が実施できるよう努力していきたい。改修実施校については、毎年度の予算編成の中で決定していくため、現在のところ三室戸小学校のトイレ改修の予定は明らかでない。

日程第4 報告第11号 専決事項の報告について

- [説明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行った、専決第12号について、同条第2項の規定により報告するものである。

専決第12号「宇治市少年補導委員の委嘱について」は、青少年の非行防止を目的に日々補導活動・社会環境浄化活動を推進している少年補導委員について、11月1日付で2名の追加委嘱を行ったものである。今回の追加委嘱によって少年補導委員の人数は合計117名であり、男女別では、男性61名、女性56名となっている。

[質 疑] なし

[討 論] なし

日程第5 議案第23号 平成26年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて

[説 明] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。このたび最終的な報告書としてまとめるにあたり、本委員会に諮るものである。

本報告書は、「本点検評価の趣旨」、「教育委員会の活動状況」、「教育委員会の所管する事務事業の管理・執行の状況」で構成される。

「教育委員会の活動状況」は、教育委員会会議の開催状況、処理議案及び報告案件、また教育委員の研修・各種行事等への出席など、教育委員会の活動について記載している。

「教育委員会の所管する事務事業の管理・執行の状況」は、平成25年度に実施した事業のうち主要な69事業について事業の取組状況や成果をとりまとめ、点検を踏まえて今後の課題や方向性を検証している。

なお、本報告書をまとめるにあたり、教育に関する学識経験者として、京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授の竺沙知章氏、同大学教育学部教授の榊原禎宏氏のお二人から、各所属課がまとめた事務事業点検シート、本報告書（素案）関連資料（「宇治市の教育」、「第5次総合計画」）などを踏まえ、教育委員会活動及び主要69事業について、第5次総合計画に掲げる諸施策の遂行にあたっての課題整理や事業展開の方向性などに関して、ご意見や助言等をいただいた。意見書については、本報告書の最後に添付している。

なお、本議案は議決をいただいた後、宇治市議会に報告書を提出し、市民の皆様へは市のホームページに掲載し公表する。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第6 議案第24号 平成26年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

委員長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、公開することにより今後の市議会で影響を及ぼすと考えられるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 本議案は、平成26年12月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から11月19日付けで意見を聴取されているものである。提出議案は「平成26年度宇治市一般会計補正予算」及び「宇治市いじめ調査委員会設置条例を制定するについて」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

「平成26年度宇治市一般会計補正予算」については、(仮称)宇治市いじめ調査委員会の設置条例制定に伴う委員報酬として、81万5千円を追加補正するものである。

次に、「宇治市いじめ調査委員会設置条例を制定するについて」は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」第28条に規定されている重大事態が学校で発生した場合に、同種の事態の発生を防止し、当該事態についての事実関係を明確にするために、教育委員会の下に組織を置いて調査を行うことを目的に、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として調査委員会を設置する条例の制定を行うものである。この条例によって調査委員会の組織構成、調査の内容、秘密の保持等の規定を定めることにより、より円滑に調査を行うことができるものとする。

[質 疑]

[委 員] 宇治市いじめ調査委員会設置条例の第10条で秘密の保持について規定されているが、反した場合に何か罰則があるのか。

[事務局] 地方公務員法に基づく罰則がある。本条例においても秘密の保持についての規定を明記することにより、本委員会の情報の取扱いについての認識を明確にするという意図がある。

[委員] 委員10人以内で組織すると規定されているが、同時に複数の重大事態が発生した場合、専門部会を置くときの最小人数は想定しているか。

[事務局] 1事案につき5人程度で構成することを想定している。案件が重なった場合については、1人が複数案件を担当するなどして対応する。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が11月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後6時45分）